

明治用水頭首工地区
現場技術業務

特別仕様書

項 目	内 容	備 考
(適用範囲) 第 1 条	明治用水頭首工地区 現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、東海農政局制定「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 現場技術業務実施要領第 3 の 1 監督支援型による業務である。	
(目的) 第 2 条	本業務は、明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）における調査、設計、工事監督、関係機関等との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業実施と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。	
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 3 条	本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、成績評定に厳しく反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等	
(管理技術者) 第 4 条	次のいずれかの資格を有する者、またはこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒 13 年、短大・高専卒 18 年、高校卒 23 年以上相当の能力と経験を有する者をいう）であること。 ・技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業-農業農村工学、建設-鋼構造物及びコンクリート） ・技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）、建設部門（鋼構造物及びコンクリート） ・農業土木技術管理士 ・博士（農学） ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門、構造物及びコンクリート部門） ・ 1 級土木管理技士	
(現場技術員) 第 5 条	(1) 現場技術員 本業務の現場技術員数は 2 名とする。	

項 目	内 容	備 考						
	(2) 資格要件 1) 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかのとおりとする。 <table><tr><th>技術者区分</th><th>資格</th></tr><tr><td>現場技術員 (C) 【業務に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名</td><td> ・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「調査」又は「設計」とする。 </td></tr><tr><td>現場技術員 (C) 【工事に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名</td><td> ・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「設計」、「積算」又は「施工計画」とする。 </td></tr></table> 2) 現場技術員は、CAD ソフトを利用した図面の作成についての実務経験を有するものとする。	技術者区分	資格	現場技術員 (C) 【業務に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名	・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「調査」又は「設計」とする。	現場技術員 (C) 【工事に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名	・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「設計」、「積算」又は「施工計画」とする。	
技術者区分	資格							
現場技術員 (C) 【業務に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名	・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「調査」又は「設計」とする。							
現場技術員 (C) 【工事に関する補助的作業を行う技術員】 ： 1 名	・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学、建設－鋼構造物及びコンクリート）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学、建設部門（鋼構造物及びコンクリート）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の「設計」、「積算」又は「施工計画」とする。							
(配置技術者の確認) 第 6 条	共通仕様書第 1－6 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－7 条に基づく、技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、上記計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。なお、事前に監督職員の承認を受けるものとする。							
(保険加入) 第 7 条	受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。							
(業務及び工事概要) 第 8 条	本業務を行う工事及び業務は、次のとおりであり、いずれも明治用水頭首工地点（愛知県豊田市室町・水源町地内）である。							

項 目	内 容	備 考																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件 名</th><th>工 期</th><th>工 種 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務（仮称）</td><td>R6. 2～R6. 8(予定)</td><td>測量業務 （アユの遡上対策調査）</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工技術課題検討業務（仮称）</td><td>R6. 4～R7. 3(予定)</td><td>設計業務 （技術課題検討）</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工観測調査業務（仮称）</td><td>R6. 4～R7. 3(予定)</td><td>測量業務 （水位等の観測等）</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工記録映像撮影業務（仮称）</td><td>R6. 4～R7. 3(予定)</td><td>その他業務 （工事の映像撮影）</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工復旧その2工事</td><td>R5. 8. 30～R7. 6. 30</td><td>頭首工撤去復旧工</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工用水対策その2工事（仮称）</td><td>R6. 4～R7. 3(予定)</td><td>配管工</td></tr> <tr> <td>明治用水頭首工洪水吐1号ゲート復旧工事（仮称）</td><td>R6. 9～R7. 5(予定)</td><td>洪水吐ゲート撤去復旧工</td></tr> </tbody> </table>	件 名	工 期	工 種 等	明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務（仮称）	R6. 2～R6. 8(予定)	測量業務 （アユの遡上対策調査）	明治用水頭首工技術課題検討業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	設計業務 （技術課題検討）	明治用水頭首工観測調査業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	測量業務 （水位等の観測等）	明治用水頭首工記録映像撮影業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	その他業務 （工事の映像撮影）	明治用水頭首工復旧その2工事	R5. 8. 30～R7. 6. 30	頭首工撤去復旧工	明治用水頭首工用水対策その2工事（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	配管工	明治用水頭首工洪水吐1号ゲート復旧工事（仮称）	R6. 9～R7. 5(予定)	洪水吐ゲート撤去復旧工	
件 名	工 期	工 種 等																								
明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務（仮称）	R6. 2～R6. 8(予定)	測量業務 （アユの遡上対策調査）																								
明治用水頭首工技術課題検討業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	設計業務 （技術課題検討）																								
明治用水頭首工観測調査業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	測量業務 （水位等の観測等）																								
明治用水頭首工記録映像撮影業務（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	その他業務 （工事の映像撮影）																								
明治用水頭首工復旧その2工事	R5. 8. 30～R7. 6. 30	頭首工撤去復旧工																								
明治用水頭首工用水対策その2工事（仮称）	R6. 4～R7. 3(予定)	配管工																								
明治用水頭首工洪水吐1号ゲート復旧工事（仮称）	R6. 9～R7. 5(予定)	洪水吐ゲート撤去復旧工																								
（履行期間） 第9条	履行期間は、次のとおりとする。 令和6年4月10日～令和7年3月14日とする。 ただし、 ・ 準備期間は土日を含む7日とする。 ・ 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は含まない。 ・ 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分とする。 （休憩時間は午前12時～午後1時まで）																									
（業務内容） 第10条	業務内容等については、次のとおりとする。 （1）管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。 1）業務請負契約書第7条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の打合せを行うものとする。なお、次に示す打合せは、明治用水頭首工復旧建設所会議室において行うものとし、その他の打合せはWeb方式とする。 ・ 初 回：業務着手時 ・ 中 間：中間打合せ（10月を想定） ・ 最終回：業務報告書の原稿案の作成段階 月2回目以降の打合せについては、監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。 また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし変更の対象としない。その際、管理技術者は共通仕様書第125条に定める業務履行状況を報告しなければならない。 2）発注者・受注者間の指示及び承諾行為は、管理技術者に対して行う。開催方法については、情報共有システムで書面等を提出し、Web方式を想定しているが、監督職員と協議の上、行うものとする。																									

項 目	内 容	備 考
(業務場所) 第 11 条	(2) 本業務に従事する現場技術員の基本的な業務内容は、共通仕様書に記載のとおりであるが、追記・特記事項は次のとおりである。 ①業務に関する補助的作業を行う技術員 1) 調査に関する業務 ・ 調査の実施に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務 ・ 調査業務等の契約図書で実施方法、出来高、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務 ・ 調査業務等の監督と受注者及び地元関係者等との連絡業務 ・ 調査業務等の検査に必要な資料の作成に関する業務 2) 設計に関する業務 - 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、簡易な計算、その他資料作成を行う。 3) 地元及び関係機関との協議に関する業務 - 地元及び関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成補助 4) 事業実施に関する業務 - 事業実施に関する資料等の作成補助 5) その他事項 ・ 上記 1) ～ 4) に準ずる事項について資料等の作成または整理、報告等 ・ その他監督職員が指示する業務 ②工事にに関する補助的作業を行う技術員 1) 設計に関する業務 - 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、簡易な計算、その他資料作成を行う。 2) 監督に関する業務 ・ 設計図書と現地の不一致等、いわゆる設計照査について、結果を報告するとともに、提出のあった内容の技術的な審査・確認を行う。 ・ 工事円滑化会議を含む施工に係る工事受注者との打合せに参加し、技術的見地から助言を行う。 ・ 工事受注者の建設副産物の適正な処分状況等を把握し、結果を報告する。 ・ 関連する工事間で調整が必要な場合、必要な資料の作成、結果の報告を行う。 ・ 工事安全対策については、工事現場の安全対策の点検を行い、結果を報告する。 ・ 工事運搬車両の過積載の点検・調査を行う。 ・ 工事の完成検査（出来形検査を含む）に必要な資料の確認・作成し、検査に立会うとともに、検測等の補助作業を行う。 ・ 工事の監督職員から工事受注者への文書による指示・通知・承認等の行為に係る打合せ簿等の文書の確認を行うものとし、その文書処理を行う工事情報共有システムの操作権限を付与する。 3) 地元及び関係機関との協議に関する業務 - 地元及び関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成を行う。 4) 事業実施に関する業務 - 事業実施に関する資料等の作成補助 5) その他事項 ・ 上記 1) ～ 4) に準ずる事項について資料等の作成または整理、報告等 ・ その他監督職員が指示する業務 業務場所は、明治用水頭首工復旧建設所及び当該事業実施地域内を予定している。詳細については、監督職員と協議の上、決定するものとする。	

項 目	内 容	備 考
(成果物) 第 12 条	成果物の提出は、次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第の規定により実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
(成果物の提出先) 第 13 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県豊田市山之手町五丁目 73 番地 1 山之手ビル 6 階 東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所	
(契約変更) 第 14 条	業務請負契約書第 12 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 9 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (2) 第 10 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (3) 第 11 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (4) 第 12 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) その他	
(その他留意事項) 第 15 条	本業務における留意事項は、次のとおりとする。 (1) 業務の履行における安全、その他の規律については関係法令を厳守するものとする。 (2) 通勤用及び本業務用に使用する自動車等及び駐車場の確保は、受注者において行うものとする。 (3) 業務履行に必要となるパソコン及びプリンタは、受注者において用意するものとする。なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済のパソコンとする。 履行期間の完了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。 (4) 業務履行に必要となるデジタルカメラは、受注者において用意するものとする。 (5) 現場技術員の服装は、業務にあった作業服とする。 (6) 受注者からの請求により、発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、事前に別途使用貸借申請書を監督職員に提出し、返却時には、別途使用貸借返却書を監督職員に提出するものとする。 (7) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上、受注者はあらかじめ本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。	
(情報共有システム) 第 16 条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	

項 目	内 容	備 考
(定めなき事項) 第 17 条	この特別仕様書に定めなき事項、または本業務に実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	